

申告に必要なものリスト



全ての方が必要なもの

- 個人番号カード(マイナンバーカード)
※市役所・半田税務署(住吉福祉文化会館)で申告する方は提示のみ(コピー不要)。それ以外の会場で申告する方はコピーの添付が必要。
※マイナンバーカードをお持ちでない方は、【番号確認書類】と【身元確認書類】が必要。
【番号確認書類】 通知カード(記載事項に変更のないもの)・住民票の写し・住民票記載事項証明書(いずれも個人番号の記載があるものに限る)のいずれか
【身元確認書類】 運転免許証やパスポートなど
- 金融機関口座番号が分かるもの
(所得税の還付が発生した際に必要)
- 「確定申告のお知らせ」のはがき
(税務署から送られてきた方のみ)

該当する場合に必要なもの

- 給与・公的年金・退職所得の源泉徴収票(令和3年分のもの)
- 完成している収支内訳書(青色申告の方は半田税務署へ)
- その他収入に係るもの
(配当の支払通知書・個人年金の支払証明書・保険会社などからの一時金支払証明書など)
- 配偶者の所得の分かるもの
(配偶者控除・配偶者特別控除を受ける方のみ)
- 社会保険の領収書または支払証明書
(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料など)
- 生命保険料・地震保険料などの保険料控除証明書
- 医療費控除の明細書(医療費の領収書のみでは申告不可)
- 寄附金の受領証など(ワンストップ特例を申請した方も併せて申告する必要あり)
- その他控除に係るもの
(障害者手帳・障害者控除対象者認定書・学生証など)

医療費控除を申告する方へ

医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費控除の明細書を、領収書・医療費通知を元に作成してからお越しください。
※医療費の領収書のみを提出しても控除を受けることはできません。
※「医療費通知」の添付で、医療費控除の明細記載の省略可。診療内容や診療月により、通知に明細が記載されていない場合がありますのでご注意ください。
※「医療費控除の明細書」は、国税庁ウェブサイトを用意しています。

所得税・市県民税の申告相談が始まります

税務課 ☎(45)6217
半田税務署 ☎0569(21)3141 ※自動音声案内「0」を選択

申告が必要な方



確定申告で納めた税金が戻る方

所得税の還付申告 **2月1日(火)~3月15日(火)**

- ① 公的年金収入が400万円以下で源泉徴収税額があり、医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除などを受ける方
- ② 給与と所得者で年の途中で退職後、再就職せず、年末調整を受けなかった方
- ③ 給与と所得者で年末調整後、源泉徴収税額があり、次のいずれかに該当する方
 - 医療費控除を受ける方
 - 寄附金控除を受ける方
 - 住宅ローンを利用して住宅を購するなどし、住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
 - その他、年末調整で申告が漏れたものや内容に変更がある方など



市県民税の申告が必要な方

市県民税の申告 **2月1日(火)~3月15日(火)**

- 所得税の確定申告義務がない方でも令和4年1月1日現在、市内に居住し、次のいずれかに該当する場合は、市県民税の申告が必要です。
※申告をしないと国民健康保険税の軽減措置が受けられない場合や各種証明書の発行ができない場合があります。
- ① 公的年金収入が400万円以下で次のいずれかに該当する方
 - 公的年金以外に20万円以下の所得がある方
 - 医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除などを市県民税で受ける方
 - ② 主な収入が給与で年末調整をしている給与所得以外に20万円以下の他の所得がある方
 - ③ 営業等所得・農業所得・不動産所得などがあり、所得税の確定申告義務がない方
 - ④ 非課税収入(遺族年金・障害年金・失業給付金など)のみの方
 - ⑤ 令和3年中に収入がなく、国民健康保険に加入している方や家族の扶養になっていない方



所得税の確定申告が必要な方

所得税の確定申告 **2月16日(水)~3月15日(火)**

- ① 主な収入が公的年金で、次のいずれかに該当する方
 - 公的年金の収入が400万円を超える方
 - 公的年金以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- ② 主な収入が給与で、次のいずれかに該当する方
 - 給与の収入が2000万円を超える方
 - 給与と所得・退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
 - 給与を2カ所以上から受けている方で、年末調整をしなかった給与の収入額と給与と所得・退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- ③ 営業等所得・農業所得・不動産所得・譲渡所得・一時所得などがある方で、令和3年中の所得金額の合計から所得控除額の合計を差し引き、その金額に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方

市主催の市役所2階会議室での申告相談

スマホやパソコンで、申告相談の予約ができます。

1/20(木)から、市役所での申告相談がオンラインで予約できるようになります。希望日時の3開庁日前の17:00までにご予約ください(電話・直接窓口での予約不可)。

【オンライン予約手順】

- ① 市ウェブサイトまたはQRコードから予約サイトへアクセス。
- ② 日時を選択し、申告する方の住所・氏名などの必要事項を入力し、送信する。
- ③ 予約確認メールの受信を確認し、当日まで保存しておく。
- ④ 予約当日、予約時間の15分前に会場受付でメールを提示。

オンライン予約
1/20(木)
受付開始!



新型コロナ対策のため、市役所での申告相談は30分ごとの定員制で実施。

対象	日時 (土・日・祝日は除く)
<ul style="list-style-type: none"> ● 市県民税の申告 ● 所得税の還付申告 ※年金所得や給与と所得のみの方は、2/1(火)~15(火)の相談をお勧めします。	2/1(火)~3/15(火) 9:00~16:00
<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税の確定申告 (給与・年金・雑・一時・配当所得) 	2/16(水)~3/15(火) 9:00~16:00
<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税の確定申告 (営業等・農業・不動産所得) ※収支内訳書が完成している方のみ。 ※税理士による無料申告相談を開催します(18頁参照)。	2/28(月)~3/15(火) 9:00~12:00 13:00~16:00

※初日と週の始めは大変混み合います。
※近隣の商業店舗施設の駐車場などへの駐車はお控えください。
※外国人の方の確定申告は、ケースによって作成指導できないことがあります。
※次に該当する項目は、市主催の申告相談では作成指導ができません。
半田税務署(住吉福祉文化会館)の申告会場で相談してください。

- 営業等所得・農業所得・不動産所得の収支内訳書の作成に関すること
- 青色申告
- 株式・土地などの譲渡所得、山林所得、損失の繰り越しの申告、外国税額控除、暗号資産の申告、贈与税・消費税の申告
- 住宅借入金等特別控除の1年目の所得税の確定申告
- 過年分の確定申告(令和2年分以前の申告・修正申告・更正の請求)

今回から、所得税(営業等・農業・不動産所得)の確定申告相談期間を2/28(月)以降に変更しています。

1 受付番号の取得 今回から受付番号の配布開始が8:30になります。

【当日受付の方】
当日の8:30から会場前の受付で配布(先着順・受付数に上限あり)。当日の受付番号取得状況は、市ウェブサイトをご覧ください。

2 指定時間に会場へ ※指定時間まで入場不可。

3 書類チェック

4 申告相談・申告書の作成へ

【オンライン予約の方】
必要書類を持ってお越しください。

税理士による無料申告相談

対象	場所	日にち(土・日・祝日は除く)	時間
① 所得税・消費税などの確定申告	東海市立商工センター	2/18(金)～2/25(金)	9:30～12:00 13:00～16:00
② 所得税・消費税などの確定申告	市役所2階会議室	2/21(月)～2/25(金)	9:30～12:00 13:00～16:00
③ 所得税の確定申告	市役所2階会議室	2/28(月)～3/4(金)	9:00～12:00 13:00～16:00

※譲渡所得・山林所得・贈与税の申告は相談対象外。消費税の申告は、所得・帳簿などの状況により半田税務署(住吉福祉文化会館)の申告会場へ案内することがあります。詳細は、①②半田税務署、③税務課へお問い合わせください。

※事前予約不要。ただし、混雑の状況により、受付を早めに締め切ることがあります。

※昨年までのげんきの郷あすなる舎会場は、②市役所会場へと変更になりました。ご注意ください。

半田税務署(住吉福祉文化会館)の申告相談

場所	対象	日時(土・日・祝日は除く)
住吉福祉文化会館(※1) (住吉神社内・半田市宮路町)	住宅借入金等特別控除の1年目の所得税の確定申告(※2) (一定の要件に該当する方のみ)	2/7(月)～9(水) 9:00～17:00 (都合が悪い方は2/16(水)～3/15(火)でも相談可)
	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税・消費税などの確定申告(※3) ● 贈与税の申告 	2/16(水)～3/15(火) 9:00～17:00 (2/20(日)・2/27(日)は開設)

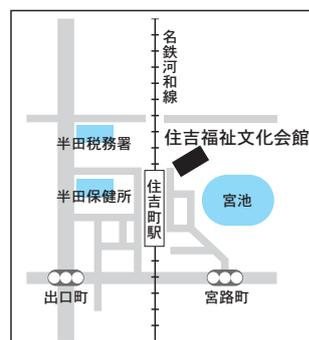
※1 住吉福祉文化会館は、新型コロナ対策のため、整理券を用いて会場内へ案内します。整理券は当日会場で配布、またはLINEを通じたオンライン事前発行。詳細は、国税庁ウェブサイトでご確認ください。



LINE友だち追加

※2 事前に名古屋国税局ウェブサイト「住宅借入金等特別控除チェック表」で適用要件・必要書類をご確認ください。要件に該当した方で医療費控除対象の方やふるさと納税のある方(ワンストップ特例の申請をした方を含む)は、併せて申告が必要。

※3 期間中は、半田税務署内で申告書の作成指導は行いません。住吉福祉文化会館への問い合わせはご遠慮ください。



住吉福祉文化会館へのアクセス
半田市宮路町53番地
名鉄河和線住吉町駅より徒歩5分



スマホなどで簡単！自分で申告書を作ろう

新型コロナ対策のため、できる限りオンラインでの申告書作成や、郵送での提出にご協力ください

STEP ①

国税庁ウェブサイトで「確定申告」と検索し「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

※令和3年分の確定申告の作成は1/4(火)から可能。

STEP ②

申告書を作成

※スマホで申告する場合、給与所得の源泉徴収票を撮影すれば自動入力できます。

STEP ③

e-Taxで送信して提出

※マイナンバーカード・ICカードリーダーライターまたはマイナンバーカード対応のスマホが必要。

※作成した申告書を印刷して提出できます。添付書類とともに市役所にある提出用の箱に投函または郵送で半田税務署(〒475-8686住所不要)へ。



国税庁確定申告書等
作成コーナー

来場の際のお願い

会場では、検温・手指消毒を実施しています(37.5度以上の方は入場不可)。

また、会場は換気のため寒くなっています。マスクを着用し、暖かい服装で原則1人でお越しください。